

平成28年度 地域づくり夢チャレンジ推進補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、次の各号に掲げる目的のため、予算の範囲内で地域づくり夢チャレンジ推進補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要項によるものとする。

- (1) 市町村や地域住民の自主的な地域づくりを後押しするため、移住、雇用、交流拡大及び地域コミュニティ維持等に資する取組みへの総合的な支援を行うこと。
- (2) 「平成28年熊本地震からの復旧・復興プラン」に基づき、市町村や地域団体等が地域の資源や特性を活かし、震災による県内外からの交流人口減少に歯止めをかけるための取組みへの支援を行うこと。

(定義)

第2条 この要項における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- (2) 「地域の縁がわ」とは、子ども、高齢者、障がい者など誰もが集い支え合う地域の拠点をいう。
- (3) 「地域の縁がわ取組団体」とは、「地域の縁がわ」において、サロン活動や見守り活動などの地域福祉活動に取り組む団体をいう。
- (4) 「地域コミュニティ組織」とは「小学校区」や「大字」、「集落」単位などの住民で構成される自治会等の地縁的組織をいう。
- (5) 「市町村等」とは、市町村、広域連合、一部事務組合、及び市町村が参画し、かつ中心となって運営する実行委員会・協議会等をいう。
- (6) 「地域団体等」とは、地域づくり団体、地域コミュニティ組織、NPO法人、福祉・商工・農林水産・文化関係団体、及び地域づくり団体等で構成する実行委員会・協議会等をいう。
- (7) 「企業等」とは、株式会社、NPO法人、社団法人等の法人格を有する団体をいう。
- (8) 「ICT (Information and Communication Technology)」とは、ネットワークや情報通信機器等を利用し、多様なコミュニケーションを実現する技術をいう。
- (9) 「補助事業」とは、市町村等、地域団体等又は企業等が直接実施する事業をいう。
- (10) 「備品」とは、性質若しくは形状を変更することなく比較的長期間の使用に耐える物品又は長期間にわたり保存すべき物品であって、1品の取得価格が3万円以上のものをいう。

- (11) 「施設整備」とは、建物等の建造物の新築、増築、改修及び取得をいう。
- (12) 「ハード」とは、施設整備及び1品の取得価格が10万円以上の備品の取得をいう。
- (13) 「ソフト」とは、ハード以外のものをいう。

(補助対象事業、事業実施者、補助率及び上限額等)

第3条 補助対象事業、補助対象事業の実施者（以下「事業実施者」という。）、補助率及び補助金の上限額等は、分野及び取組ごとに別表1に定める。

2 前項の補助対象事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 国、県又はこれらの関係団体からの補助金等の交付を受けない事業であること。ただし、国の「地方創生加速化交付金」及び「地方創生推進交付金（新型交付金）」を除く。
- (2) 事業実施者にとって新規に取り組む事業又は平成26年度若しくは平成27年度にこの補助金の交付を受け、若しくは平成26年度地方創生チャレンジ推進補助金の交付を受けた事業（平成25年度にこの補助金の交付を受けた事業を除く。）で、知事が複数年にわたる支援が必要と認める事業であること。ただし、別表1に掲げる⑫震災復興に向けた交流促進の取組みについては、新規事業に限るものとする。この場合、必ずしも知事が複数年にわたる支援が必要と認める事業である必要はない。
- (3) 事業の主要な部分を他に委託する事業でないこと。ただし、高度な専門性が必要であるなどの合理的な理由がある場合を除く。
- (4) 施設整備又は備品等の取得のみを目的とする事業でないこと。
- (5) 補助対象事業終了後も継続して取り組む仕組みや体制が考えられていること。ただし、別表1に掲げる⑫震災復興に向けた交流促進の取組みについては、この限りでない。
- (6) 個人への金銭的給付を行うものでないこと。
- (7) 地域課題や住民ニーズに的確に対応した事業であること。
- (8) 別表1に掲げる①移住定住を促進する取組み、②⑤コミュニティ・ビジネス起業化の取組み、③⑥地域の支事おこしの取組み、④農業の地域資源（宝）活用の取組み、⑨地域コミュニティ維持の取組みは、市町村が策定した地方創生に係る総合戦略に位置付けた事業であること。
- (9) 別表1に掲げる⑦交流促進の取組みのうち、平成27年度に平成26年度地方創生チャレンジ推進補助金の交付を受けた事業については、市町村が策定した地方創生に係る総合戦略に位置付けた事業であること。

3 第1項の事業実施者のうち、市町村及び市町村等については熊本市を含まないものとする。ただし、熊本市が他の市町村等と連携して補助対象事業を実施し、その効果が県内に波及すると認められるときはこの限りではない。

4 第1項の事業実施者のうち、地域団体等については、以下の各号を全て満たす団体とし、企業等については、第2号から第6号までを全て満たす団体とする。

- (1) 熊本県内に事務所等を有し、熊本県内で活動していること。
- (2) 団体の定款、規約、会則等を有すること。
- (3) 補助対象事業を着実に実施できる事務及び組織体制があること。
- (4) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (5) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員の統制下にある団体ではないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、補助対象事業に要する経費とする。

2 補助対象外経費は次のとおりとする。

- (1) 団体の組織や施設の運営に要する経費
- (2) 飲食に要する経費
- (3) 出資、出捐、貸付に要する経費
- (4) 土地の取得、賃借、補償に要する経費
- (5) 施設整備及び備品等の取得をする場合の登記、登録、保険等の諸経費
- (6) その他知事が不相当と認める経費

3 補助対象事業に入場料、出展料、参加料、売上金等の当該事業収入がある場合は、補助対象経費から控除するものとする。ただし、知事が当該事業収入の全部又は一部を控除する必要がないと認める場合にあってはこの限りではない。

4 別表1に掲げる①移住定住を促進する取組みのうち空き家整備を行う場合に要する改修額は、1棟当たり500万円以内とする。

5 別表1に掲げる⑦交流促進の取組み及び⑫震災復興に向けた交流促進の取組みについては、ハードのうち土地に定着したものを補助対象経費とし、補助対象経費に占める備品購入費及びハードに要する経費の割合は、50パーセント未満とする。

6 別表1に掲げる⑩地域活性化につながる文化活動の取組みについては、備品購入費を補助対象外経費とする。

7 登記若しくは登録等を必要とする施設整備又は備品の取得に要する経費については、法人格を有する団体が行う場合に限る。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次に掲げる方法により算出した、ソフト及びハードそれぞれの補助対象経費に補助率を乗じて得た額の合計とする。ただし、合計する前のそれぞれの算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切

り捨てるものとする。

- (1) 前条第3項に掲げる収入がない場合は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。
- (2) 前条第3項に掲げる収入がある場合は、補助対象経費から当該事業収入を控除したものに補助率を乗じて得た額とする。ただし、前条第3項ただし書の規定により知事が認める場合は、補助対象経費から、控除の必要のない額を除いた当該事業収入を控除した額に補助率を乗じて得た額とする。

(補助事業の募集)

第6条 補助事業の募集期間は、第一次募集を平成28年4月1日から平成28年4月15日まで、第二次募集を平成28年6月1日から平成28年6月14日までとし、第三次募集を平成28年6月24日から平成28年7月14日までとし、第四次募集（第四次募集は⑫震災復興に向けた交流促進の取組みに限る。）を平成28年10月11日から10月31日までとする。ただし、予算の執行状況によっては、追加募集を行う場合がある。

(事業計画書の提出)

第7条 補助金の交付を受けようとする事業実施者は、事業計画書（別記第1号様式）を各募集期間内に2部提出するものとする。

- 2 事業計画書の提出に当たっては、補助対象事業ごとに別表2に定める関係書類を添付するものとする。

(事業計画書の審査)

第8条 提出された事業計画書に基づき、事業内容の審査等を経て、事業実施者に対し補助金内示通知書（別記第2号様式）により通知する。

- 2 前項の審査の詳細は別に定める。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする事業実施者は、内示通知書の受領後、速やかに交付申請書（別記第3号様式）を2部提出するものとする。

- 2 補助金の交付申請に当たっては、別表2に定める関係書類を添付するものとする。

(補助金の交付決定)

第10条 規則第4条の規定による補助金の交付決定は、補助金交付決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第11条 規則第7条第1項に規定する変更事由は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象事業の主要部分の変更
- (2) 補助対象経費の30%を超える変更

- 2 規則第7条第1項の変更申請書は、別記第5号様式によるものとし、添付書類は別表3に定める。
- 3 規則第7条第3項において準用する第6条の規定による補助事業の内容等の変更承認通知は、補助金の額に変更が生じるときは変更交付決定通知書(別記第6号様式)、補助金の額に変更が生じないときは計画変更承認通知書(別記第7号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第12条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過する日までとする。

(状況報告)

第13条 規則第11条の規定により知事が必要であると認める場合は、実施状況報告書(別記第8号様式)により、事業実施者に対して報告を求めることができる。

(しゅん工確認検査)

第14条 事業実施者が行う施設整備については、熊本県補助工事等確認検査規程(昭和43年熊本県訓令甲第21号)に基づき、県がしゅん工確認検査を行うものとし、検査内容は次のとおりとする。

- (1) 経理検査
- (2) 出来形検査
- (3) その他必要な検査

- 2 事業実施者は、しゅん工検査後、速やかに補助工事等しゅん工確認検査要請書(別記第9号様式)を知事に提出する。
- 3 第1項のしゅん工確認検査に必要な書類は、別表4に定める。

(実績報告)

第15条 規則第13条の規定により補助事業が完了したときは、補助事業の成果を記載した実績報告書(別記第10号様式)を2部提出しなければならない。

- 2 各補助事業における添付書類は、別表5に定める。
- 3 第1項の実績報告書の提出期限は、補助対象事業完了の日から起算して30日を経過した日又は平成29年3月15日のいずれか早い日とする。ただし、知事が適当と認める場合にあっては、この限りでない。

(補助金の額の確定)

第16条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書(別記第11号様式)により行うものとする。

(補助金の請求等)

第17条 規則第16条第1項に規定する補助金の請求をしようとするときは、補助金交付請求書(別記第12号様式)を提出しなければならない。

2 補助金の交付を概算払いで受けようとするときは、前項の規定にかかわらず、補助金概算払申請書(別記第13号様式)によるものとし、各補助対象事業における添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助金概算払請求書(別記第13号の2様式)
- (2) 契約書、請書、請求書、見積書等、支払先及び金額を証する書類
- (3) 概算払いの対象となる経費及び事業の進捗状況を記載した書類
- (4) その他、必要と認められる書類

(財産処分の制限)

第18条 規則第21条第2項の別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間とする。

(証拠書類の保管)

第19条 規則第23条の別に定める期間は、5年とする。ただし、知事が別に定める場合はこの限りでない。

(書類の提出方法)

第20条 この要項に基づき知事に提出する書類は、市町村等が事業実施者の場合は補助対象事業が主に実施される地域を管轄する広域本部地域振興局総務振興課又は振興課(山鹿市においては県北広域本部振興課)に提出するものとし、地域団体等及び企業等が事業実施者の場合は補助対象事業が主に実施される市町村を經由して管轄する広域本部地域振興局総務振興課又は振興課(熊本市内の場合は熊本市を經由して地域振興課、又、山鹿市内の場合は山鹿市を經由して県北広域本部振興課)に提出するものとする。ただし、知事が適当と認める場合にあっては、この限りでない。

2 知事は、前項の規定により地域団体等及び企業等が提出した書類の進達を受けると同時に、進達する市町村に意見書(別記第1号の6様式又は第10号の4様式)の添付を求めるものとする。

(雑則)

第21条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年6月23日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年10月7日から施行する。

別記第1号様式	事業計画書鑑
別記第1号の2様式	事業計画書
別記第1号の3様式	事業スケジュール
別記第1号の4様式	収支予算書
別記第1号の5様式	全体計画書
別記第1号の6様式	市町村意見書
別記第1号の7様式	起業の誘発
別記第1号の8様式	計画概要<育成段階>
別記第1号の9様式	計画概要<起業化段階>
別記第1号の10様式	実施体制図
別記第1号の11様式	3か年収支計画
別記第1号の12様式	企業推薦書
別記第2号様式	内示通知書
別記第3号様式	交付申請書
別記第4号様式	交付決定通知書
別記第5号様式	変更申請書
別記第5号の2様式	事業変更計画書
別記第5号の3様式	変更後事業スケジュール
別記第5号の4様式	変更後収支予算書
別記第6号様式	変更交付決定通知書
別記第7号様式	変更承認通知書
別記第8号様式	実施状況報告書
別記第9号様式	しゅん工確認検査要請書
別記第9号の2様式	検査任命伺い
別記第9号の3様式	検査調書
別記第9号の4様式	施設整備確認調書

別記第9号の5様式	補助工事等是正通知書
別記第9号の6様式	是正工事完了通知書
別記第9号の7様式	是正工事確認検査復命書
別記第10号様式	実績報告書
別記第10号の2様式	実施内容報告書
別記第10号の3様式	収支精算書
別記第10号の4様式	市町村意見書
別記第11号様式	交付確定通知書
別記第12号様式	交付請求書
別記第13号様式	概算払申請書
別記第13号の2様式	概算払請求書

(別表1) 補助対象事業、補助金の補助率及び上限額等

(交付要項第3条第1項関係)

分野	番号	取組み	補助対象事業	事業実施者	市町村の総合戦略への位置づけ	新規・継続 ※1 ※2	種別	補助率	補助上限額 ※4	補助下限額	
移住の促進	①	移住定住を促進する取組み	熊本県外からの移住定住を促進することを目的として行う、受入体制の整備、情報発信及び都市部住民との交流促進等の地域づくりの取組み	・市町村等 ・地域団体等		新規・継続 (H26地方創生夢チャレ)	ソフト	3/4以内	10,000千円		
							ハード	2/3以内	10,000千円		
							継続 (H26夢チャレ)	ソフト	2/3以内		10,000千円
								ハード			10,000千円
起業の誘発	育成段階	②	コミュニティ・ビジネス起業化の取組み 【育成段階…起業化に至る前の商品開発、市場調査、研究、試行等】 地域住民が地域の課題解決に向けて、ビジネスの手法を活用して取組むコミュニティ・ビジネスの開始又は規模拡大等に向けた取組み ア 高齢者が担い手となる起業化の取組み 対象地域(小学校区や大字等、住民生活上一定のまとまりのある区域で、高齢化率が25%以上のものをいう。)における、高齢者がビジネスの主体となるコミュニティ・ビジネスの開始又は規模拡大等に向けた取組み イ コミュニティ・ビジネス起業化の取組み 上記、ア)以外のコミュニティ・ビジネスの開始又は規模拡大等に向けた取組み	・地域団体等	必要	新規・継続 (H26地方創生夢チャレ)	ソフト	3/4以内	1,000千円	なし	
							ソフト	2/3以内	1,000千円		
		③	地域の縁がわ取組おこしの取組み	地域の縁がわ取組団体が地域住民や高齢者、障がい者等と協働し、ビジネスの手法を活用して取組む福祉の視点を持った事業の開始又は規模拡大等に向けた取組み	・地域の縁がわ取組団体	必要	新規・継続 (H26地方創生夢チャレ)	ソフト	3/4以内		1,000千円
								ソフト	2/3以内		1,000千円
		④	農業の地域資源(宝)活用の取組み ア 活用、商品化されていない農業の素材を掘り起し、試作、開発する取組み イ 新たな農産物の収量や品質を高める取組み ウ 地域の農産物や規格外品を活用し、新たな加工品の開発を行う取組	活力ある農村の再生をめざし、地域に眠っている農産物等の資源(宝)を掘り起す、新たな特産品開発や6次産業化などの取組み	・市町村等 ・農業団体、農業生産法人、農業者等の組織する団体及びこれらの者が組織する協議会等	必要	新規・継続 (H26地方創生夢チャレ)	ソフト	3/4以内		1,000千円
								ソフト	2/3以内		1,000千円
	起業化段階	⑤	コミュニティ・ビジネス起業化の取組み 【起業化段階…ビジネス(事業)開始に必要な施設・備品整備、広報宣伝、接客研修等】 地域住民が地域の課題解決に向けて、ビジネスの手法を活用して取組むコミュニティ・ビジネスの開始又は規模拡大等に向けた取組み	・地域団体等	必要	新規 ※育成段階からの継続を含む	ソフト	3/4以内	5,000千円		
							ハード	1/2以内			
		⑥	地域の支事おこしの取組み	地域の縁がわ取組団体が地域住民や高齢者、障がい者等と協働し、ビジネスの手法を活用して取組む福祉の視点を持った事業の開始又は規模拡大等に向けた取組み	・地域の縁がわ取組団体	必要	新規 ※育成段階からの継続を含む	ソフト	3/4以内		5,000千円
								ハード	1/2以内		

(交付要項第3条第1項関係)

分野	番号	取組み	補助対象事業	事業実施者	市町村の総合戦略への位置づけ	新規・継続 ※1 ※2	種別	補助率	補助上限額 ※4	補助下限額				
交流の拡大	⑦	交流促進の取組み	市町村や地域団体等が地域の資源や特性を磨き上げ、それらを生かして県内外からの交流人口の拡大を促進する活動を支援する取組み ただし、取組内容が非営利活動であり、公益上の目的があること。 なお、補助対象経費に占める備品購入費及びハード事業に要する経費の割合は50%未満。	・市町村等	必要	新規・継続 (H26地方創生夢チャレ)	ソフト	3/4以内	10,000千円	1,000千円				
							ハード	1/2以内						
				・地域団体等	必要	新規・継続 (H26地方創生夢チャレ)	ソフト	3/4以内	2,000千円	500千円				
							ハード	1/2以内						
				必要	新規・継続 (H27夢チャレ、H26夢チャレ)	ソフト	1/2以内	2,000千円	500千円					
						ハード	1/2以内							
絆の構築	⑧	地域づくり計画作成の取組み	市町村が、地域住民と連携・共同して、特定の地域コミュニティの現状・課題や地域資源、今後の地域の方向性、具体的な取組、推進体制などをとりまとめた計画を作成する取組み	・市町村	必要	新規・継続 (H27夢チャレ、H26夢チャレ)	ソフト	1/2以内	2,000千円	なし				
							・市町村 ・地域コミュニティ組織	必要			新規・継続 (H26地方創生夢チャレ)	ソフト	3/4以内	2,000千円
												ハード	1/2以内	
継続 (H26夢チャレ)	ソフト	1/2以内	2,000千円											
	ハード	1/2以内												
⑩	地域活性化につながる文化活動の取組み	地域住民が自らの地域に誇りと希望を持ち続けられるよう、地域の元気づくりのために主体的に行う、文化資源を活用した新たな地域活性化の取組み	・市町村等 ・地域団体等	必要	新規・継続 (H27夢チャレ、H26夢チャレ)	ソフト	1/2以内	1,000千円	なし					
						ハード	1/2以内							
地域応援の強化	⑪	企業等による地域づくり応援の取組み	企業等の民間事業者が、地域貢献を目的に地域住民や市町村と連携して行う地域活性化の取組み	・企業等	必要	新規・継続 (H27夢チャレ、H26夢チャレ)	ソフト	1/2以内	5,000千円	なし				
							ハード	1/2以内						
復興枠	⑫	震災復興に向けた交流促進の取組み	市町村や地域団体等が地域の資源や特性を活かして行う、震災による県内外からの交流人口減少に歯止めをかけるための取組み ただし、取組内容が非営利活動であり、公益上の目的があること。 なお、補助対象経費に占める備品購入費及びハード事業に要する経費の割合は50%未満。	・市町村等	必要	新規のみ	ソフト	3/4以内	5,000千円	1,000千円				
							ハード	1/2以内						
				・地域団体等	必要	新規のみ	ソフト	3/4以内	2,000千円	500千円				
							ハード	1/2以内						
その他、地域の独自性を生かした地域活性化支援	⑬	その他の地域の特性や優位性を生かした取組み	上記以外の地域づくりの取組で地域の特性や優位性を生かした先進的かつモデル的な取組み	・市町村等 ・地域団体等	必要	新規・継続 (H27夢チャレ、H26夢チャレ)	ソフト	1/2以内	2,000千円	なし				
							ハード	1/2以内						

※1 H26地方創生夢チャレは「平成26年度地方創生夢チャレンジ推進補助金（H27繰り越し実施）」、H27夢チャレは「平成27年度地域づくり夢チャレンジ推進補助金」、H26夢チャレは「平成26年度地域づくり夢チャレンジ推進補助金」を指す。

※2 H26年度、H27年度とも補助を受けている事業は、H26年度に受けている事業で判断する。

※3 ②のアのソフトの補助率は3/4以内。

※4 ICTの活用に伴い各分野の補助上限額を超える場合は、1,000千円を限度（⑧、⑬を除く。）にICT活用に要する経費の上乗せ可（各分野の補助率を適用）。

(別表2) 事業計画書及び補助金交付申請書に添付する書類
(交付要項第7条第2項、第9条第2項関係)

	移住定住	起業の誘発（育成段階）				起業の誘発（起業化段階）		交流の拡大	絆の構築			地域応援の強化	復興枠	その他
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	
	移住定住を促進する取組み	コミュニティ・ビジネス起業化の取組み	地域の支事おこしの取組み	農業の地域資源（宝）活用の取組み	コミュニティ・ビジネス起業化の取組み	地域の支事おこしの取組み	交流促進の取組み	地域づくり計画作成の取組み	地域コミュニティ維持の取組み	地域活性化につながる文化活動の取組み	企業等による地域づくり応援の取組み	震災復興に向けた交流促進の取組み	その他の地域の特性や優位性を生かした取組み	
(1) 【1号-2】事業計画書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(2) 【1号-3】事業スケジュール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(3) 【1号-4】収支予算書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(4) 【1号-5】全体計画書 (注) 継続支援の申請を予定している場合	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	
(5) 【1号-6】市町村意見書（市町村記入用）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(6) 【1号-7】起業の誘発（市町村記入用）	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	
(7) 【1号-8】起業の誘発＜育成段階＞計画概要	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(8) 【1号-9】起業の誘発＜起業化段階＞計画概要	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	
(9) 【1号-10】起業の誘発：実施体制図	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	
(10) 【1号-11】起業の誘発：3か年収支計画	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	
(11) 【1号-12】地域応援企業に対する推薦書（地域団体等記入用）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	
(12) 収入について金額の確認が取れる書類 (注) 助成金等の収入が見込まれる場合	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
(13) 決算書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	
(14) その他必要と認める書類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
施設整備を行う場合（上記に追加）														
(15) 整備施設の設計書	○	-	-	-	○	○	○	-	○	-	-	○	-	
(16) 整備施設の見積書	○	-	-	-	○	○	○	-	○	-	-	○	-	
(17) 施設整備箇所を示す位置図	○	-	-	-	○	○	○	-	○	-	-	○	-	
(18) 施設整備箇所の平面図	○	-	-	-	○	○	○	-	○	-	-	○	-	
(19) 現況写真	○	-	-	-	○	○	○	-	○	-	-	○	-	
(20) 施設整備箇所の土地又は建物の登記事項証明書 (注) 建物を借りて施設整備を行う等、必要がある場合に添付。	○	-	-	-	○	○	○	-	○	-	-	○	-	
(21) 施設整備箇所の建物賃借契約書（建物を借りる場合） (注) 事業計画提出段階では契約書案で可	○	-	-	-	○	○	○	-	○	-	-	○	-	
(22) 施設整備箇所の土地賃借契約書（土地を借りる場合） (注) 事業計画提出段階では契約書案で可	○	-	-	-	○	○	○	-	○	-	-	○	-	
(23) その他の関係書類	○	-	-	-	○	○	○	-	○	-	-	○	-	

(別表4) しゅん工確認検査に必要な書類

(交付要項第14条第3項関係)

	移住定住	起業の誘発（育成段階）			起業の誘発（起業化段階）		交流の拡大	絆の構築			地域応援の強化	復興枠	その他
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
	移住定住を促進する取組み	コミュニティ・ビジネス起業化の取組み	地域の支事おこしの取組み	農業の地域資源（宝）活用取組み	コミュニティ・ビジネス起業化の取組み	地域の支事おこしの取組み	交流促進の取組み	地域づくり計画作成の取組み	地域コミュニティ維持の取組み	地域活性化につながる文化活動の取組み	企業等による地域づくり応援の取組み	震災復興に向けた交流促進の取組み	その他の地域の特性や優位性を生かした取組み
(1) しゅん工検査調書又はこれに類する書類	○	-	-	-	○	○	○	-	○	-	-	○	-
(2) 見積書	○	-	-	-	○	○	○	-	○	-	-	○	-
(3) 契約書（契約約款を含む）	○	-	-	-	○	○	○	-	○	-	-	○	-
(4) 設計書、仕様書、図面、写真、その他の関係書類	○	-	-	-	○	○	○	-	○	-	-	○	-

(別表5) 実績報告書に添付する書類

(交付要項第15条第2項関係)

	移住定住	起業の誘発（育成段階）			起業の誘発（起業化段階）		交流の拡大	絆の構築			地域応援の強化	復興枠	その他
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
	移住定住を促進する取組み	コミュニティ・ビジネス起業化の取組み	地域の支事おこしの取組み	農業の地域資源（宝）活用の取組み	コミュニティ・ビジネス起業化の取組み	地域の支事おこしの取組み	交流促進の取組み	地域づくり計画作成の取組み	地域コミュニティ維持の取組み	地域活性化につながる文化活動の取組み	企業等による地域づくり応援の取組み	震災復興に向けた交流促進の取組み	その他の地域の特性や優位性を生かした取組み
(1) 【10号-2】事業実施内容報告書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 【10号-3】収支精算書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(3) 【10号-4】市町村意見書（市町村記入用）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(4) 証拠書類（領収証等の写し）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(5) 事業の遂行を確認できる写真	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(6) その他必要と認める書類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
施設整備を行う場合（上記に追加）													
(7) しゅん工検査調査又はこれに類する書類	○	-	-	-	○	○	○	-	○	-	-	○	-
(8) 事業の経過及び完了を証する写真	○	-	-	-	○	○	○	-	○	-	-	○	-
(9) 契約書等の写し	○	-	-	-	○	○	○	-	○	-	-	○	-
(10) 事業実施の詳細が分かる資料	○	-	-	-	○	○	○	-	○	-	-	○	-
(11) 取得財産等管理台帳	○	-	-	-	○	○	○	-	○	-	-	○	-
(12) その他必要と認める書類	○	-	-	-	○	○	○	-	○	-	-	○	-